

# 関川村 農地(田)賃借料情報

関川村農業委員会

関川村農業委員会では、農地法第52条に基づき農地の賃借料を公表しています。

農地の賃借料を決定する際の目安としてご活用ください。

なお、公表額は、平成28年中に契約が交わされた賃借料から求めたものであり、拘束力はなく、参考として提供するものです。実際に賃借料を決定する際は、両者でよく協議し決定してください。

※ 生産数量目標を加味する、しないにかかわらず、算定していますが、ほとんどが「加味する」契約内容となっています。

※ この算定には、土地改良区の維持管理費等を含めて支払う契約も含まれています。

※ 算定にあたり、平均に比べ著しく低額、または高額な取引のデータは除いています。

※ 金納については、100円未満を四捨五入してあります。

(10aあたり)

地区名	区分	平均	最高	最低	データ数
下関・上関 四ヶ字	金納	11,400円	17,000円	5,000円	72筆
	物納	66kg	90kg	30kg	84筆
霧出	金納	13,800円	15,600円	3,700円	42筆
	物納	56kg	60kg	30kg	74筆
七ヶ谷 九ヶ谷	金納	11,300円	13,000円	7,400円	20筆
	物納	44kg	60kg	19kg	38筆
湯川 沢北	金納	11,500円	21,000円	5,000円	169筆
	物納	62kg	90kg	18kg	105筆
女川	金納	14,200円	21,300円	8,000円	169筆
	物納	59kg	90kg	35kg	107筆

## 【参考】

(1) 賃借料の支払いに際し、生産数量目標を加味する場合は、次式のとおりです。

$$\text{賃借料支払額} = \text{契約額} \times \text{生産数量目標率 (平成29年 62.43\%)}$$

(2) 借受田のうち水稻作付以外(転作田)の管理は借受人が行い、それに対する助成金等は借受人が受け取るものとします。

お問い合わせ先：関川村農業委員会事務局（電話 64-1447）